

お客様 各位



労働安全衛生法令の改正

コバルト及びその無機化合物の特定化学物質指定について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働安全衛生法施行令及びその関連法令が改正され、『コバルト及びその無機化合物』が特定化学物質に指定されることになりました。改正の内容につきましてお知らせ致します。

敬具

記

1. 改正内容について

労働安全衛生法施行令等一部改正により特定化学物質の第2類物質として『コバルト及びその無機化合物』が新たに追加指定され、2013年1月1日施行されました。法改正に伴い、特定化学物質による健康障害防止措置として下記対策を講じる必要があります。

- ・コバルトを含有するものへの表示
- ・発散抑制措置(コバルト濃度として 0.02 mg/m^3 以下)
- ・漏洩防止の為の措置
- ・特定化学物質作業主任者の選任
- ・作業環境測定(6ヶ月毎)
- ・特殊健康診断(6ヶ月毎)記録の30年保管
- ・保護具装備、作業記録30年保管、休憩室設置、洗浄設備設置、取扱注意表示

2. 法改正に伴う対応について

弊社が納入する製品には、コバルト0.1%以上含有する製品があります。

製品は、合金の固体状態であり、一般環境下で漏出することはありませんが、お客様の加工作業により、発塵、ヒューム、ミスト等が発生する恐れがあります。

対象製品には、コバルトが含有している旨の表示を行いません。

製品の安全性については、弊社発行の安全データシート(SDS)を参照下さい。

詳細については、厚生労働省の特定化学物質障害予防規則等の改正をご確認下さい。

以上

特定化学物質障害予防規則等の改正に係るパンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/index.html>